

山形県公共調達評議委員会 令和3年度第1回会議

(書面開催)

議 事

(1) 建設工事関連

- ① 令和4年度の主な入札契約制度改善の取組について 資料1
- ② 令和3年度の主な入札契約制度改善の取組経過について 資料2

(2) 物品・役務関連

- 「山形県物品等及び役務の調達に係る方針」の実施状況及び今後の取組について 資料3

「山形県公共調達評議委員会」委員名簿

(任期：令和2年12月24日～令和5年12月23日)

役職名	氏名	現職	備考
委員 (委員長)	五十嵐 幸弘	弁護士	
委員	遠藤 貞昭	一般社団法人 山形県測量設計業協会会長	
委員	大風 亨	山形県印刷工業組合理事長	
委員	加藤 静香	弁護士	
委員	楠 茂樹	上智大学法科大学院教授	
委員	國井 仁	一般社団法人 山形県建設業協会会長	
委員	高橋 恵美	会社役員	

(五十音順、敬称略)

山形県では、平成20年7月に制定した「山形県公共調達基本条例」に基づき、建設工事等に係る入札契約制度の適切な運用及び見直し・改善に努めている。

地域の経済や社会を支える建設産業の担い手の確保が課題となる中、令和4年度は、新3Kを実現し、魅力的で持続可能な産業となるよう、生産性向上や品質の確保を重視した制度の改善を図る。



山形県公共調達基本条例（平成20年7月～）

- （基本理念）
- ①不正行為の排除
 - ②公正な競争の確保
 - ③透明性の確保
 - ④品質及び価格の適正の考慮
 - ⑤建設業者等の育成を踏まえた適切な評価
- （県における取組）
- 基本理念にのっとり、公共調達に係る入札契約制度を不断に見直し、改善に努める。

入札契約制度見直しのスケジュール

- 県における見直し案の検討 ～令和4年2月
- 建設常任委員会において案を報告 令和4年3月
- 公共調達評議委員会で審議（書面開催） 令和4年3月
- 建設常任委員会に見直し内容を報告 令和4年4月
- 見直し内容の周知 令和4年4月末～
- 見直した制度の運用開始 令和4年7月～

※ 6月定例会の建設常任委員会で「公共調達に係る入札契約制度に関する報告書」の報告を実施

令和4年度に向けた主な入札契約制度の見直し内容（案）

1 ICT普及モデル工事（仮称）の実施（④、県土部のみ）

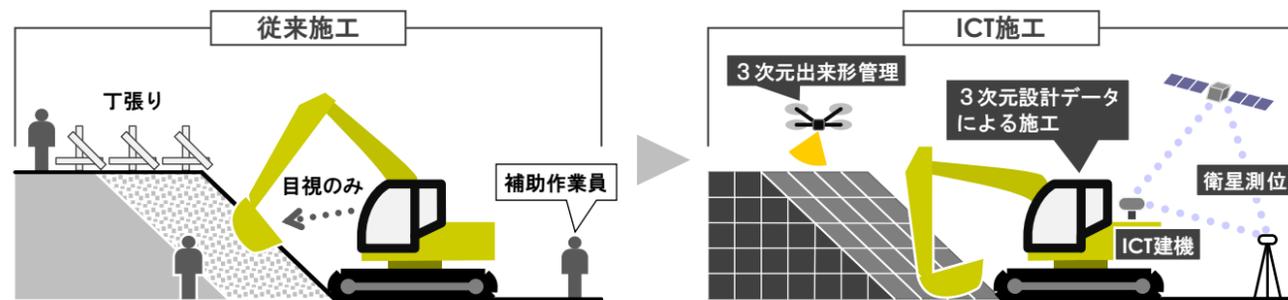
工事

現状と課題

ICT施工は工事施工の効率化、省力化、工期短縮に大きく貢献するが、県の実績は年間十件程度に留まっている。普及が進まない大きな要因として、費用計上の方法が大規模工事主体の国に準じており、県発注の規模の工事では出来形管理等の費用が不足することが挙げられる。

見直し案

ICT施工（土工、舗装工の一部）において、施工業者の提出する見積書を基に出来形管理に係る費用を適切に計上（設計変更）するモデル工事を試行し、最上位ランクはもとより、より多くの事業者への普及拡大を図る。



2 低入札価格調査における失格数値基準の見直し（④）

工事 業務

現状と課題

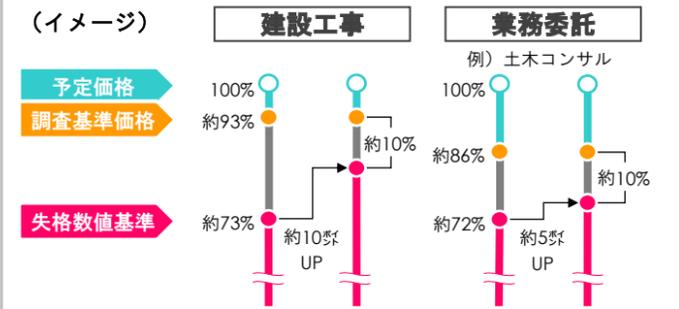
本県の低入札価格調査制度では、過度な低価格による品質の悪化を防止するため、調査基準価格を下回る入札について、提出された積算内訳書に計上された各経費が一定基準に満たない場合は直ちに失格とする「失格数値基準」を設けている。

失格数値基準と調査基準価格の乖離幅は、全国的な平均が約10%のところ、本県における乖離幅（工事で約20%、業務委託で約15%）は大きく、失格になる水準が低めになっている。

また、公共工事入札契約適正化法に基づく国通知でも、失格数値基準の水準を調査基準価格に近付けることによる低入札対策の実効性確保を要請されている。（→H31.03.29付け総行第103号・国土企第65号）

見直し案

工事と業務委託のそれぞれにおいて、調査基準価格と失格数値基準の乖離幅が全国平均程度となるように失格数値基準を引き上げる。なお、業務委託の低入札業者を対象とする非指名措置の運用は廃止する。



3 総合評価における成績評定による評価方法の見直し（②）

工事 業務

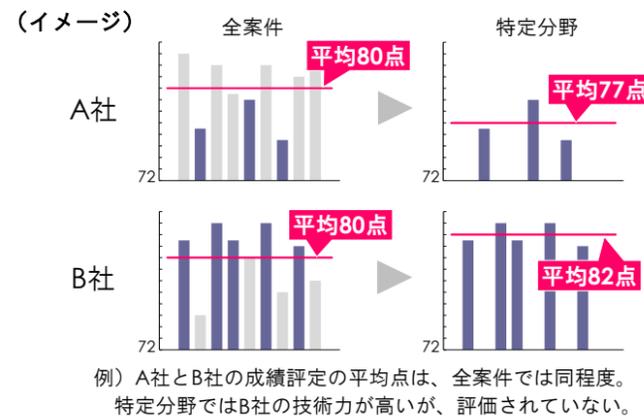
現状と課題

建設工事、業務ともに、総合評価落札方式の評価項目の一つとして、企業及び技術者の過去の成績評定の平均点を用いている。（工事：過去5年、業務：過去2年）現在、工事（29種類）、業務（主なもの5種類）のいずれにおいても、種類の区別なく県からの受注実績全体の平均値を算出しているが、東北各県では企業等の専門性を重視し、種類ごとに平均値を算出する方法が主流である。

見直し案

総合評価落札方式における成績評定による評価は、工事6区分、業務6区分による評価を試行する。

- 工事：土木一式、建築一式、電気、管、舗装、その他（従来どおり全工事平均）
- 業務：土木コンサルタント、建築コンサルタント、測量、地質調査、補償コンサルタント、その他（従来どおり全業務平均）



例）A社とB社の成績評定の平均点は、全案件では同程度。特定分野ではB社の技術力が高いが、評価されていない。

4 業務委託における総合評価一般競争入札の活用（②⑤、県土部のみ）

業務

現状と課題

価格と品質に優れた調達を推進するため、建設工事関連業務委託においても総合評価落札方式（指名競争入札及び一般競争入札）の導入を進めてきた。

県土整備部において年間50件程度の同方式の活用を一層進めるため、指名競争入札から指名選定作業の不要な一般競争入札へ転換することが有効であるが、地域要件が県全域の場合、受注者が偏り、地域の業者が育たなくなる懸念がある。

見直し案

建設工事関連業務委託における総合評価一般競争入札の確立と地域の業者育成を両立させるため、地域精通企業評価型を試行導入し、本店の事業地域内（7ブロック）への所在を加点評価する。



令和3年度の主な改善の取組状況

建設工事

1 総合評価落札方式における「地域精通企業評価型」の実施〔令和3年7月～〕

導入の目的：災害の対応等を円滑に行える地域の建設業者を育成するため、総合評価落札方式に主たる営業所の所在地や規模に拠らない施工実績の評価を行う方式を試行導入し、受注機会の拡大を図る。

- ・指定市町村への主たる営業所の有無を地域貢献度として評価

評価点	有り	1
	無し	0

令和4年3月1日現在、実施件数は計22件（延べ入札者37者、加算対象27者）となっている。

発注実施地域	実施件数	加算対象者 落札件数	当該評価による 順位への影響
村山総合支庁西村山	1件	1件	影響なし
村山総合支庁北村山	3件	2件	影響なし
最上総合支庁	17件	16件	影響なし
置賜総合支庁	1件	1件	影響なし

大江町・村山市・東根市・大石田町・新庄市・金山町・最上町・真室川町・舟形町・高畠町が設定の対象となっている。

22件中、20件で工事場所のある市町村に所在する業者が落札したが、当該評価の1点の加点による効果で順位の変動が生じた例はない。

- 大きな導入効果の発現は見られていないが、特段の支障はなく、引き続き試行を継続する。

業務委託

2 地すべり調査業務における共同設計方式の実施〔令和3年7月～〕

導入の目的：地すべり調査業務に共同設計方式を導入することにより、災害等緊急時に即応できる県内事業者への技術等の移転を促進する。

令和4年3月1日現在、実施件数は計1件（入札者5者）となっている。

- 事業場所に近い業者が受注しており、今後の技術力向上が期待できる。引き続き試行を継続する。

3 地質調査業務における総合評価落札方式の実施〔令和3年7月～〕

導入の目的：くじ引き発生率の高い地質調査業務の一部において試行的に総合評価落札方式を導入し、品質の適正化と事業者の適切な評価を行う。

令和4年3月1日現在、実施件数は計1件（入札者5者）となっている。

- 業務が完了していないため品質等の評価はできないが、くじ引きの発生はなかった。弊害は生じていないため、総合評価の試行を継続する。

「山形県物品等及び役務の調達に係る方針」の実施状況及び今後の取組について

山形県物品等及び役務の調達に係る方針(概要)
(平成 27 年 2 月策定)

1 公正性、競争性及び透明性の確保

- (1) 不正行為の排除の徹底
- (2) 公正な入札の実施や入札・契約過程の公開
- (3) 入札・契約事務従事者への研修や事務手続に係るマニュアルの充実
- (4) 適正な価格での発注の徹底
- (5) 適正な納入(履行)期限の設定

2 適正な履行と品質の確保

- (1) 最も適正な履行を確保できる、価格以外の要素をも評価する発注方法の導入
- (2) 業務委託における低入札価格調査制度の運用
- (3) 印刷物製造請負契約における最低制限価格制度の運用
- (4) 委託業務従事者の適正な労働条件の確保
- (5) 業務委託契約における正規職員等配置の促進

3 地域経済の活性化の促進

- (1) 地元調達運動の継続と一層の推進
- (2) 県産品愛用運動の継続と一層の推進
- (3) 業務委託契約における多様な調達方法の導入による県内企業への受注機会の拡大
- (4) 新事業分野の開拓に取り組む県内中小企業等からの優先調達
- (5) 地域要件の設定

4 県の施策推進への寄与

- (1) 障がい者や高齢者等の社会参加に対する支援
- (2) 環境負荷に配慮した調達の徹底
- (3) 施策推進企業への優先調達制度の導入
- (4) 委託業務従事者の適正な労働条件の確保(再掲)

今年度の主な取組状況

1 総合評価一般競争入札の実施

・契約の適正な履行と品質の確保、地域経済の活性化の促進等を図るため、予定価格 700 万円以上の建物清掃・警備・受付の業務委託において実施

- 令和 3 年度実施件数：5 件（建物清掃 4 件、警備 1 件）
（令和 2 年度実施件数：5 件）

2 業務委託に係る低入札価格調査制度

・契約の適正な履行と公正な取引秩序の確保を図るため、設計金額 700 万円以上の 13 業務で低入札価格調査制度を導入
・入札価格が予定価格の 80%未満（システム開発業務は 60%未満）のものについて、落札決定前に調査を実施
（13 業務…建物清掃、警備、システム開発、産廃処理、施設設備管理など）

- 令和 3 年度上半期調査実施件数：0 件
（令和 2 年度調査実施件数：0 件）

3 業務委託における低入札価格契約の履行状況確認

・予定価格 100 万円超の入札で、落札率 80%未満（システム開発業務は 60%未満）の低価格で契約した業務委託全てについて、履行状況を調査

- 令和 3 年度上半期調査対象件数：27 件
（令和 2 年度調査対象件数：22 件）
◆いずれも適正に履行がなされていることを確認。

4 労働関係法令の遵守等

・業務従事者の適正な労働条件の確保を図るため、業務委託仕様書等への「労働関係法令の遵守」の明記を促進
・業務の適正な履行の確保を図るため、建物清掃・警備・受付の 3 業務において、業務委託仕様書等への「業務責任者等への正規職員又は社会保険被保険者の配置の義務付け」の明記を促進

- 令和 3 年度上半期明記割合
労働関係法令遵守：68.3%（令和 2 年度：64.8%）
正規職員等配置：71.8%（令和 2 年度：61.5%）

5 印刷物の製造請負に係る最低制限価格等の設定

・過度な低価格での応札を防止し、品質の確保を図るため、会計局会計課が発注する予定価格 30 万円以上の印刷物について、最低制限価格（予定価格の 70%）を設定

- 令和 3 年度上半期設定件数：38 件
◆10 件で最低制限価格を下回る失格者が発生。

年度	上半期			年間		
	設定件数	失格者発生		設定件数	失格者発生	
		件数	発生率		件数	発生率
H30	39 件	10 件	25.6%	73 件	26 件	35.6%
R 1	41 件	7 件	17.0%	66 件	16 件	24.2%
R 2	40 件	6 件	15.0%	81 件	20 件	24.7%
R 3	38 件	10 件	26.3%			

6 地元調達の取組

・予定価格が 10 万円以下の物品の購入、250 万円以下の印刷物の製造請負、100 万円以下の業務委託について、地元調達（県内に本社・本店を有する企業からの調達）率 95%以上を数値目標として取組を実施
・これ以外のものについても、地元調達を推進
・調達にあたっては、できる限り十分な納入期間を確保し、地元企業の参入機会を確保

- 令和 3 年度地元調達率（件数ベース）
物 品：95.1%（令和 2 年度：94.6%）
印 刷 物：99.8%（令和 2 年度：99.9%）
業 務 委 託：99.4%（令和 2 年度：99.3%）
※第 1～3 四半期分の実績
※県外事務所及び病院事業局を除く
※県内企業から調達困難なものを除く
◆物品、印刷物、業務委託すべてにおいて目標を達成。

今後の取組(案)
(令和 4 年度)

1 総合評価一般競争入札の実施

予定価格 700 万円以上の建物清掃・警備・受付の 3 業務において原則実施を継続する。

2 業務委託に係る低入札価格調査制度の継続

品質の確保、資材等の適正な調達、適正な労働条件の確保、安全管理の徹底などのため、当該制度を継続する。

3 業務委託における低入札価格契約の履行状況の確認

履行状況を調査し、低価格での契約が適正に履行されているか確認する。

4 労働関係法令の遵守等の促進

業務委託仕様書等への労働関係法令遵守及び責任者等への正規職員等の配置の明記について、周知徹底を図る。

5 印刷物の製造請負に係る最低制限価格等の設定

契約内容に適合した履行を確保するため、最低制限価格の設定を継続する。

6 地元調達の取組の推進

地元調達率 95%以上を数値目標とし、地元企業の受注機会の拡大に取り組むとともに、目標を設定していないものについても、可能な限り地元から調達するよう取り組む。

7 取組状況の把握等

定期的に取り組状況や課題等を調査するとともに、会計事務指導検査等を通して取組の周知及び徹底を図る。